



環境省報道発表

令和7年11月10日（月）

第67次南極地域観測隊への環境省職員の同行について

1. 令和7年12月4日（木）から令和8年2月25日（水）まで（予定）の期間、第67次南極地域観測隊（夏隊）に環境省職員1名が同行します。
2. なお、当該職員の現地における活動状況については、環境省ホームページで紹介する予定です。

【添付資料】

- ・ 第67次南極地域観測隊への環境省職員の同行に関する概要

以上

内容についての問合せ先
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8273
室 長 鈴木 渉
分 析 官 田中 英二
担 当 福濱 有喜子

■ 背景

南極地域観測隊は、「南極地域観測への参加及び南極地域観測統合推進本部の設置について（昭和 30 年 11 月 4 日閣議決定）」に基づき、南極地域における地球物理学的諸現象観測を実施することを目的に、当該本部の本部長である文部科学大臣が編成するものであり、今回出発する隊で第 67 次を数えます。

環境省では、南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第 61 号。以下「法」という。）に基づき、南極地域の環境の保護を推進しており、法の施行状況の確認や南極地域に対する環境影響に関する情報収集等を目的に、平成 9 年度からこれまで計 14 回、職員が南極地域観測隊に同行しており、今回の同行が 15 回目となります。

■ 概要

令和 7 年 12 月 4 日（木）から令和 8 年 2 月 25 日（予定）まで（予定）の期間、第 67 次南極地域観測隊（夏隊）に環境省職員 1 名が同行者として参加します。当該職員は同行期間中、南極地域の環境保護の観点から、主に以下（1）及び（2）の調査を行う予定です。

（1）南極地域活動実態把握調査

南極地域観測隊の各種活動について、法にのっとり適切に行われていることを確認する。

また、南極地域観測隊の活動について、南極の自然環境に与える影響を継続的にモニタリングするため、排水や土壤等のサンプル採取を行う。

（2）南極地域環境資質調査

第 41 南極特別保護地区に指定されているラングホブテの雪鳥沢については、日本が管理主体となっている。今回、雪鳥沢において、自然の概況調査に加え、管理計画の管理・順守状況等の調査も併せて実施する。

また、第 41 南極特別保護地区を中心とした複数地点において、南極地域の自然環境の状況を把握する。

■ 南極地域観測隊同行期間中の活動の広報について

南極地域の自然環境の素晴らしさ、その保護の重要性等を我が国の国民に広く周知するため、現地での活動状況について、写真などと併せて、環境省ホームページで「第 67 次南極地域観測隊同行日記」として掲載する予定です。

※南極地域の環境保護（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/nature/nankyoku/index.html>

■ 南極地域観測隊に同行する職員について

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

主査（環境技官） 福濱 有喜子

【参考】南極地域観測事業と南極地域の環境の保護に関する法律

法に基づき、日本人が南極地域で観測、観光等の活動を行う場合は、当該活動について環境大臣に申請し、南極地域に与える影響に係る基準を満たしている旨の確認を受ける必要があります。また、他国で確認又は許可を受けている観測や観光に参加する場合は、環境大臣に届出をする必要があります。